

# ■平成19年4月1日から

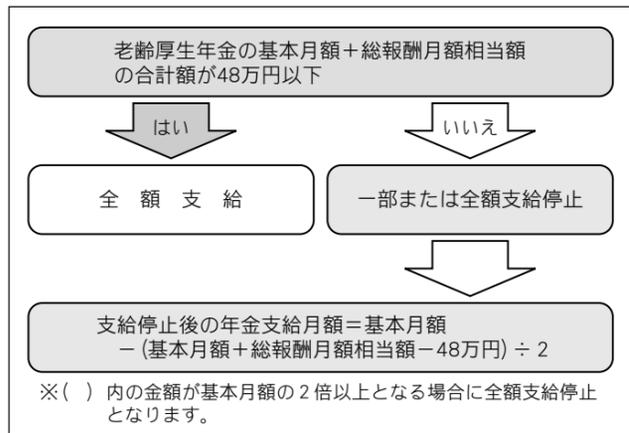
# 年金制度が変わります

平成16年の年金制度改正によって、平成19年4月1日から、年金制度の一部が変わります。主な改正点は次のとおりです。

会社にお勤めの70歳以上の方に、老齢厚生年金の給付調整が導入されました

次の要件の全てに該当する方が、新たに老齢厚生年金の給付調整の対象となります

- ・ 昭和12年4月2日以降に生まれた方で、70歳以上の方
- ・ 厚生年金保険の適用事務所にお勤めで、勤務日数と勤務時間が一般従業員のおおよそ4分の3以上の方
- ・ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方



ご本人からの申出により、年金の受取りを停止することができるようになりました

※ ご本人からの手続きは不要です。

次のようになります。

- ・ 支給停止の申出をした翌月分から支給停止となります
- ・ 支給停止の申出の撤回は、いつでも行うことができ、撤回した月の翌月分から支給開始されます（支給停止されていた期間についてはさかのぼって支給することはできません。また、撤回後の年金額は繰り下げ制度とは異なり増額され

65歳以降の老齢厚生年金を繰り下げて受けられるようになりました

- ・ 老齢厚生年金の繰り下げ支給の制度は、「65歳以後の老齢厚生年金」を受けられることができる場合に、65歳からは受けずに、66歳の誕生日の前日以後に申出をすることにより、その申出をした月の翌月から、増額された老齢厚生年金を受け取ることができる制度です。
- ・ ただし、65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日までの間に、障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金を受ける権利を有したことがあるときは、申出はできません。
- ・ また、66歳の誕生日以後に、

障害厚生年金や遺族厚生年金などを受ける権利が発生した場合は、支給の繰り下げの申出はできませんが、この場合、他の年金が発生した月を基準として増額率が定められ、繰り下げ加算額が計算されますので、ご注意ください。

昭和17年4月1日以前生まれの方であって、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金を受けることができることとなった方も、支給の繰り下げの申出を行うことが出来ます。

遺族厚生年金制度が見直されました

- ・ 平成19年4月1日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した方および平成19年4月1日前に遺族厚生年金の受給権を有する平成19年4月1日以後に65歳になる方を対象に、65歳以上の遺族厚生年金については、ご自身の老齢厚生年金全額と

改正前の制度において支給された額とご自身の老齢厚生年金との差額を支給するという仕組みになりました。

### 【手続き】

遺族厚生年金を請求する方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有しているときは、遺族厚生年金と同時に老齢厚生年金等の請求をしていただくことが必要です。

### ○ 若年齢の妻の遺族年金の見直し

平成19年4月1日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した方が対象となります。

夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となりました。

また、中高齢寡婦加算について、支給要件となる年齢が、夫死亡時35歳以上から40歳以上に引き上げられ、待機期間（改正前は35歳から40歳まで）をなくすこととされました。この結

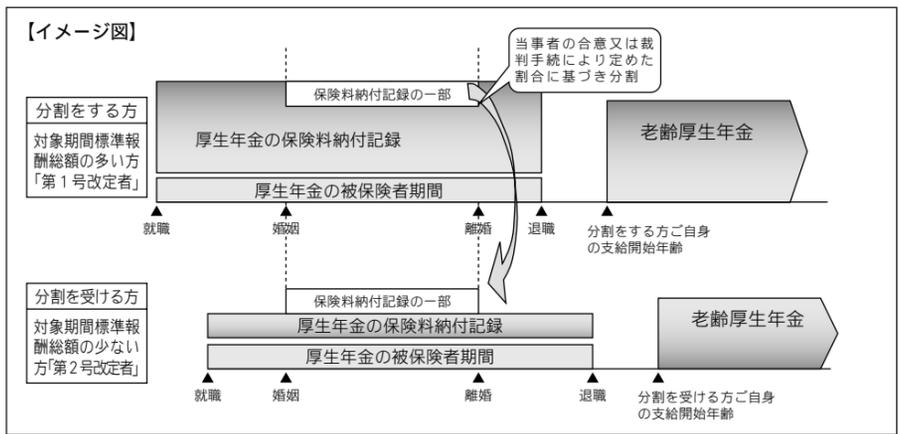
果、中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間支給されることとなります。

離婚時の厚生年金の分割制度が導入されました

次の条件に該当した場合、当事者の一方からの請求によって、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することが出来ます。

この制度によって分割される記録は、その「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

- ・ 平成19年4月1日以後に、離婚した方や事実婚関係を解消した方など
- ・ 当事者の合意や裁判手続により年金分割の割合を定めたと
- ・ 請求期限（原則、離婚した日の翌日から2年）を経過していないこと



お問い合わせ・ご照会は

ねんきんダイヤル (年金被保険者)  
TEL 0570-05-1165

ねんきんダイヤル (年金を受けている方)  
TEL 0570-07-1165